

25第3482号  
平成25年11月1日

中野市水道事業運営審議会長 様

中野市長 池田 茂

中野市水道料金並びに下水道使用料及び農業集落排水施設使用料等について(諮問)

中野市水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 水道料金並びに下水道使用料及び農業集落排水施設使用料並びに計量装置使用料(下水道及び農業集落排水施設)について

- (1) 料金改定期日 平成26年4月1日  
ただし、改定期日前から継続して使用している場合の平成26年4月及び5月の検針については、消費税法の一部改正に伴う経過措置に基づき、改定前の金額とする。
- (2) 料金改定内容 消費税及び地方消費税の増税分を増額する。  
(別表1、2及び3のとおり)

2 加入者分担金(水道)について

- (1) 料金改定期日 平成26年4月1日
- (2) 料金改定内容 消費税及び地方消費税の増税分を増額する。  
(別表4のとおり)

(別表1)

## 水道料金 (案)

(1ヶ月分、消費税込み)

量水器の口径 (量水器の設置がないときは配水管から分岐した給水管の口径)	基本料金 (1月につき)	使用水量料金 (1月の使用水量1 m <sup>3</sup> につき)
mm	円	円
13	518.40	8 m <sup>3</sup> まで 68.04
20	1,112.40	8 m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで 181.44 50m <sup>3</sup> を超えるもの 209.52
25	2,214.00	10m <sup>3</sup> まで 92.88
40	4,860.00	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで 186.84 50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 213.84 100m <sup>3</sup> を超えるもの 216.00
50	9,828.00	10m <sup>3</sup> まで 122.04
75	23,166.00	10m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで 206.28
100	33,469.20	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 225.72 100m <sup>3</sup> を超えるもの 245.16

- 備考 1 料金は、基本料金に超過累進方式により算出して得た使用水量料金を加えて得た額とする。
- 2 現に中止状態にある給水栓についての料金は、徴収しない。
- 3 算出した料金の額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 4 月の中途において市営水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止したときの基本料金については、1月分として算定する。
- 5 料金を算定する期間中において量水器の口径に変更があった場合は、変更があった日の属する月分から当該変更後の口径の料金を適用する。

(別表 2)

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料 (案)

(消費税含 1 使用月につき)

区分	基本料金		超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
一般汚水	10m <sup>3</sup> まで	円 1,566.00	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	円 194.40
			20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	216.00
			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	244.08
			50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	267.84
			100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> まで	274.32
			300m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	282.96
			500m <sup>3</sup> を超えるもの	298.08
公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき	60.48		

- 備考 1 「一般汚水」とは、一般家庭、事業場等から排除される汚水（公衆浴場汚水を除く。）をいう。
- 2 「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和 41 年長野県条例第 49 号）第 2 条第 1 号に規定する普通公衆浴場から排除される汚水をいう。

(別表 3)

計量装置使用料 (下水道及び農業集落排水施設) (案)

(消費税含 1 使用月につき)

計量装置の口径	使用料
	円
13	151.20
20	183.60
25	205.20
30	324.00
40	486.00
50	1,760.40
65	1,944.00
75	2,127.60
100	2,656.80

(別表4)

## 加入者分担金（水道）（案）

### 1 新設工事

量水器の口径	金額
13	62,640
20	128,520
25	195,480
40	545,400
50	797,040
75	1,934,280
100	3,291,840

### 2 改造工事

改造工事の量水器の口径が既設量水器の口径を超えるとときは、新設工事に規定する当該区分ごとの加入者分担金（以下「分担金」という。）の差額を納入しなければならない。ただし、既設量水器の口径に満たない口径の量水器に改造する場合は、既設量水器の分担金の額を改造しようとする量水器に相当する分担金で除して得た整数の量水器の数については、分担金を徴収しない。